

保安教育計画

本保安教育計画は、火薬類取締法第29条の規定により、当該販売所においてその従業者に対して実施する保安教育の内容、方法及び時期について定める。

1 教育目的

当該販売所の従業者に対して火薬類の販売、貯蔵、その他の取り扱い作業に関し、保安上必要な事項を理解、徹底せしめ、保安意識の高揚を図り、もって火薬類による災害の防止に資することを目的とする。

2 保安教育の内容

- (1) 保安意識の高揚に関すること。
- (2) 盗難予防その他火薬類の管理に関すること。
- (3) 火薬類一般の性質の概要に関すること。
- (4) 火薬類の貯蔵上の取扱いの技術上の基準に関すること。
- (5) 火薬庫の構造、位置及び設備の技術上の基準に関すること。
- (6) 危険時における応急措置及び避難方法の全般に関すること。
- (7) 販売営業の許可を受けている火薬類の性質の詳細に関すること。
- (8) 販売台帳又は火薬庫における火薬類の出納の記帳に関すること。
- (9) 上記(4)、(5)、(6)及び(8)に掲げること以外の火薬類取締に関する法令中の必要な部分に関すること。
- (10) 上記(3)から(9)までに掲げることのほか、火薬類の販売及び貯蔵並びにこれらに附随する取扱いに関する保安管理技術に関すること。

3 保安教育の方法及び時期

- (1) 保安教育は、火薬類取扱保安責任者その他火薬類の販売若しくは貯蔵又はこれらに付随する取扱いに係る保安について十分な知識及び経験を有する者が行う。
- (2) 保安教育は、従業者が保安意識を高め、必要な知識を習得することができるように適当な期間をおいて反復して行う。
- (3) 未熟練従業者については、前号によるほかその者が当該販売作業又はこれに付随する取扱いに従事する前に保安教育を実施する。